

栃木県内の農産物等を活用し、

新しい商品の開発や販路開拓に取り組みませんか？

# フードバレーとちぎ 農商工ファンド2次募集

令和5年度 事業計画の追加募集を開始します！

【募集期間】 令和5(2023)年8月24日(木)～9月28日(木)

中小企業者等と農林漁業者が連携し、お互いの強みを活かした  
新商品等の開発や展示会への出展等に係る経費の一部を助成します。

## <支援メニュー>

| 助成事業名       | 助成限度額 | 助成率   |
|-------------|-------|-------|
| ①新商品等開発支援事業 | 300万円 | 4/5以内 |
| ②販路開拓支援事業   | 100万円 | 4/5以内 |

助成対象の審査にあたっては、事業計画の内容に応じて、以下の観点で加点を行うことがあります。

- ・「いちごの活用」に関するもの
- ・「関西圏への販路開拓」に関するもの
- ・「園芸大国とちぎづくり」に関するもの
- ・「農産物の海外輸出」に関するもの
- ・「第4次産業革命(IoT、AI等)」関連技術を利活用するもの
- ・「とちぎSDGs推進企業登録制度」の登録事業者が取り組むもの

支援メニューの詳細、申請方法等は産業振興センターHPの公募要領をご確認ください。

<https://www.tochigi-iin.or.jp/home/3/1/>

産業振興センターHPは  
こちら→



## フードバレーとちぎ農商工ファンド助成金のご案内

### <農商工連携成功の4つのポイント>

#### ①中小企業者と農林漁業者が「有機的連携」

通常のビジネス上の取引関係を超越して協力することです。単なるビジネスでの原材料の売買、業務の受委託や資産の賃貸借ではなく、お互いの「経営資源」の有効活用が必要です。

#### ②お互いの経営資源を持ち寄り新しい事業に挑戦

経営資源とは資産や技術・技能、ノウハウ、知的財産等のごとで、販路や人脈なども含まれます。ただし、お金は経営資源として認められていません。連携の相手方の経営資源と自分の経営資源の強みをお互いに活用する必要があります。

#### ③新商品若しくは新サービスを実現する事業

中小企業者・農林漁業者にとって、これまでに開発、生産・提供したことのないもので売れる見込みがあることです。このため、開発しようとする商品の優位性の明確化や顧客ニーズの把握が重要です。

#### ④連携事業者同士が、お互いに経営改善を実現

中小企業者と農林漁業者が“W I N - W I N”の関係を築くことであり、共に経営の改善や経営向上が図れる計画とすることが必要です。

農林  
漁業者

連携

中小  
企業者

新商品等

# 助成対象事業

詳細は、産業振興センターHPの【令和5年度 2次公募要領】をご確認ください。  
( <https://www.tochigi-iin.or.jp/home/3/1/> )

産業振興センターHPはこちら→



## ① 新商品等開発支援事業

|        |   |     |       |
|--------|---|-----|-------|
| 助成対象者  | (1)中小企業者（農林漁業者を除く。）と農林漁業者との連携体<br>(2)自ら事業を行うNPO法人等の中小企業者以外の者と農林漁業者との連携体 |     |       |
| 助成対象事業 | 県産農産物等を活用した新商品・新役務の実用化に向けた市場動向調査、試作品開発、その他研究開発に要する経費への助成（市場動向調査単独では不可。） |     |       |
| 助成対象経費 | 謝金、旅費、研究開発費、庁費、委託費、その他の経費   |     |       |
| 助成期間   | 交付決定日から最長1年間  |     |       |
| 助成限度額  | 300万円   | 助成率 | 4/5以内 |

## ② 販路開拓支援事業

①新商品等開発支援事業 で開発した商品以外も対象です

|        |  |     |       |
|--------|--|-----|-------|
| 助成対象者  | (1)中小企業者（農林漁業者を除く。）と農林漁業者との連携体<br>(2)自ら事業を行うNPO法人等の中小企業者以外の者と農林漁業者との連携体        |     |       |
| 助成対象事業 | 県産農産物等を活用して開発した新商品・新役務の販路開拓のために行う市場動向調査、展示・商談会の開催・出展等に要する経費への助成（市場動向調査単独では不可。） |     |       |
| 助成対象経費 | 謝金、旅費、販路開拓費、庁費、委託費、その他の経費  |     |       |
| 助成期間   | 交付決定日から最長で1年間  |     |       |
| 助成限度額  | 100万円  | 助成率 | 4/5以内 |

【応募要件】 助成対象者となる連携体を構成する者は、「フードバレーとちぎ推進協議会」会員であること。

※ 「フードバレーとちぎ推進協議会」は、本県食品関連産業の振興を図ることを目的に設立された産学官ネットワーク組織です。

協議会への入会を希望する場合は、入会申込書を下記に提出する必要があります（無料）

「フードバレーとちぎ推進協議会」入会申込様式ダウンロード先

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f01/work/shoukougyou/sesaku/foodvalley01.html>



申込様式はこちら

【協議会に関するお問合せ先】

栃木県 産業労働観光部 産業政策課 次世代産業創造室

TEL:028-623-3203 mail:food@pref.tochigi.lg.jp HP : <http://foodvalley-tochigi.jp/>

(協議会HP)



協議会HPはこちら↑

【本ファンドに関するお問合せ先】

(公財)栃木県産業振興センター 産業振興部 次世代産業支援チーム

〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内

TEL : 028-670-2608 FAX : 028-670-2611 E-mail : jisedai@tochigi-iin.or.jp